

「令和2年度 国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和元年5月に「令和2年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案16事項の主な措置状況(令和2年4月1日現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
1 地方税財政制度の改革		
1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現	ウ 未措置	消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲は実現しておらず、地方の仕事量に見合った税源は確保されていない。
2 地方一般財源総額の確保・充実	イ 一部措置	令和2年度の地方財政計画において、地方交付税総額については前年度を0.4兆円上回る16.6兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債は前年度から抑制されたが、地方の財源不足は解消されていない。
3 臨時財政対策債の廃止	イ 一部措置	臨時財政対策債の発行額は3.1兆円と前年度比0.1兆円減少したものの、廃止はされず令和4年度まで延長されている。 なお、財政力の高い自治体に多く配分されている臨時財政対策債の本県の配分率は、令和元年度の算定で、本来、地方交付税で措置される額に占める割合で、56.3%(平成30年度)から50.3%(令和元年度)に減少した。 また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源別枠確保はされていない。
2 SDGsの推進		
1 地方創生に向けたSDGsの推進	イ 一部措置	2019年12月に、国はSDGs実施指針を改定するとともに、「SDGsアクションプラン2020」を策定し、「SDGs日本モデル」宣言や「SDGs全国フォーラム」を優良事例として掲げ、全国の自治体が自発的にSDGを原動力とした地方創生に取り組むことが求められている旨、明記された。 しかしながら、「SDGs未来都市」の提案書類作成や「SDGs未来都市計画」の策定に加え、モデル事業2年目以降の国の財政支援である地方創生推進交付金の申請に伴う「地域再生計画」の策定など、類似書類を提出することによる過度な事務負担が自治体に発生している状況について、特段の措置はされていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
3 分散型エネルギーシステムの構築		
1 再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	イ 一部措置	<p>(1) 経済産業省において、太陽光発電設備の更なる発電効率の向上、軽量化等を可能とする技術開発支援に対する予算措置がなされている。また、車載用蓄電システムの技術開発支援に対する予算措置がなされている。</p> <p>しかし、太陽光発電設備や蓄電システムの価格低減に向けた更なる措置が必要である。</p> <p>(2) 具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3) 建築物省エネ法の改正(令和元年5月17日公布)によって、非住宅の中規模建築物が適合義務制度の対象へ追加されたが、再生可能エネルギー設備の設置を義務付ける改正は行われていない。</p>
2 水素社会の実現に向けた取組の促進	ウ 未措置	<p>水素ステーションについて、用地取得費用を補助対象経費に含めるなどの補助制度の拡充や、水素充填車やカードルへの水素供給を可能とするための関係法令の改正について、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>燃料電池フォークリフト用の水素供給設備に対する補助制度について、具体的な措置は講じられていない。</p>
4 資源循環の推進		
1 プラごみゼロに向けた取組の推進	イ 一部措置	<p>容器包装リサイクル法の改正により、令和2年7月からレジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)が施行されることになった。</p> <p>また、海洋プラスチック問題の国民への周知のための取組として、「プラスチック・スマート」を展開し、キャンペーンの実施やフォーラムの設置を行っているが、今後、ポイ捨て・不法投棄撲滅の推進面での更なる拡充が必要である。</p>
2 漁業の操業により回収される海洋ごみの適正処理の推進	ア 措置	<p>漁業者等が回収したごみの処理費用について、国による補助が10/10となり、漁業者の負担ゼロを求めた本県の要望が認められた。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
5 防災・減災、国土強靱化対策の推進		
1 土木施設の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	イ 一部措置	<p>【河川】 ハード対策及びソフト対策については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」や補助制度等により、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において、一部措置された。 河川における堆積土砂の掘削や樹木伐採については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」により、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において、一部措置された。 ソフト対策については、河川監視カメラの設計について、令和元年度当初予算において、措置された。</p> <p>【道路】 橋りょうの耐震化や道路斜面の土砂崩落対策、広域幹線道路の災害を回避するバイパス整備などに必要な予算について、本県配分額が示され、一部措置されている。</p> <p>【砂防・海岸】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく基礎調査完了後の計画的な見直しについては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」や新たな補助制度等により、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において要望額が措置された。 また、海岸事業についても、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」により、海岸堤防等の高潮等に対する緊急対策として、令和2年度当初予算において要望額が措置された。</p> <p>【下水道】 下水道における処理場主要施設の耐震化、重要な幹線の耐震化、電力供給停止時の非常用発電設置・増強については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」等により、令和2年度当初予算において、一部措置された。</p>
2 津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
3 箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置	<p>既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。</p> <p>一方で、観測体制の充実強化については、草津白根山の噴火により見直された国の方針に基づいて、箱根山にも気象庁により監視カメラの増設が決まっているが、今後も、ひずみ計や磁力計等の設置を含む観測体制の充実強化と観測データの解析等についての技術的な支援が必要である。</p>
4 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
5 石油コンビナート地域の防災対策の強化	イ 一部措置	<p>資源エネルギー庁において、石油関係事業所における地震・津波・液状化対策への支援について、予算措置された。</p> <p>また、経済産業省において、令和元年度に産業保安のスマート化を図る取組における、ドローンを活用した実証試験やIoT等の先端技術にも精通した人材育成講座を実施した。</p> <p>しかし、知識や技術の継承及び従業員への研修支援について、具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
6 基地対策の推進		
1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	イ 一部措置	<p>近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,739haあり、県土の約0.72%を占めている。</p> <p>根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、新たに根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。新たな合意に基づき、令和元年11月15日には、共同使用について合意されたが、具体の返還時期は示されていない。</p>
2 厚木基地の航空機騒音の軽減	イ 一部措置	<p>国の令和2年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機離発着訓練施設に関する事業費が予算措置された。</p> <p>恒常的訓練施設が確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。</p>
3 基地周辺対策の充実強化	イ 一部措置	<p>国の令和2年度予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。</p> <p>住宅防音工事については、進捗率約81%に留まり、未実施世帯を解消することが必要である。</p>
4 基地の安全管理の強化	イ 一部措置	<p>平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ポンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ポンベ保管倉庫に酸素ポンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ポンペ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。</p> <p>万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。</p>
5 日米地位協定の見直し	ウ 未措置	<p>日米地位協定の見直しについては、具体的な措置は講じられていない。</p>
6 災害時等における米軍との相互協力	ウ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>
7 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	ウ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進		
1 「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進	ウ 未措置	令和2年3月27日に閣議決定された健康・医療戦略(第二期)においては、第一期戦略から引き続き、「未病」の考え方の重要性が示されたほか、「未病コンセプト」の普及や、「未病指標」の構築など、本県の先駆的な取組が新たに盛り込まれたが、国としての具体的な施策は講じられていない。
2 再生・細胞医療の実用化の促進	イ 一部措置	文部科学省の予算において、国立研究開発法人科学技術振興機構の「共創の場形成支援プログラム」(産学連携共同研究を行う新規プログラム)が開始されることとなり、このプログラムの「政策重点枠」の一つとして「バイオ」分野が指定される見込みである。 本県は、このプログラムの公募において、関係機関と連携しながら申請する予定であり、採択されれば再生・細胞医療の実用化についての予算が措置される可能性がある。 しかし、再生・細胞医療の実用化に向けた予算措置については、関係省庁の予算を想定して幅広く、一層充実させる必要がある。
8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し		
1 税制度の見直し	ウ 未措置	市街化調整区域内の農地を市民農園として供する場合に相続税等納税猶予制度の対象とすること及び市街化区域内(生産緑地地区内を除く)の農業用施設農地の固定資産税等の軽減について、具体的な措置は講じられていない。
9 健康・長寿社会の実現		
1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現	ウ 未措置	国の「健康・医療戦略」において、平成29年2月に一部変更の閣議決定がなされ、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
2 健康寿命指標の見直し及び自治体への情報の提供	ウ 未措置	健康寿命の偏りを改め、算定方法を見直すことについて、具体的な措置は講じられていない。
3 総合的な認知症施策の充実強化	イ 一部措置	認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ)の整備に関する財政支援や、認知症疾患医療センター運営事業のメニュー追加(日常生活支援機能)といった措置が講じられたものの、若年性認知症に関する施策強化については十分とは言えない。 継続した取組として、認知症研究の推進や実証事業の予算が確保されているが、認知症のリスクを軽減するため、住民等が一体となり地域全体で取組を推進できるスキームの開発を進めていく必要がある。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
4 がん対策の推進	イ 一部措置	<p>(1)AI(人工知能)を用いたがん医療の推進 画像診断やゲノム解析など一部ではAIが用いられてきているが、今後も広く推進していく必要がある。</p> <p>(2)重粒子線によるがん治療 平成28年度診療報酬改定で骨軟部のがん、平成30年度改定で前立腺及び頭頸部のがんについて保険適用が認められたが、先進医療に位置付けられている症例について、さらなる保険適用の拡大が必要である。 また、平成30年度改定においては、保険適用となった症例にかかる診療報酬額の充実は図られておらず、さらに、新たに保険適用となった前立腺がんについては、実態を大幅に下回る額での設定となった。 令和2年度の改定に当たっては、保険適用の拡大及び診療報酬額の引き上げは見送られることとなり、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3)がん診療連携拠点病院の機能強化 令和元年度は診療報酬の改定がなかったため、具体的な措置は講じられていない。</p>
5 感染症対策の強化	イ 一部措置	<p>厚生労働省の令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が予算措置された。当該交付金の事業メニューの一つに「都道府県における感染症対策に係る専門家の派遣体制の整備」が組み込まれている。</p>
6 オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等	ウ 未措置	<p>「オーラルフレイルに係る保険の対象範囲の拡大」及び「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」について、具体的な措置は講じられていない。</p>
7 持続可能な国民健康保険制度の構築	イ 一部措置	<p>国民健康保険制度の構造上の問題解決に係る法改正等を行われていないが、保険者努力支援制度の抜本的強化がなされ、500億円の新規予算が自治体における予防、健康づくり事業に対し交付されることになった。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進		
1 地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置	医療分については具体的な措置は講じられていない。 介護分については、補助メニューが追加されたものの、広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業は介護施設等の創設が条件となっており、地域の実情に応じた補助メニューは措置されていない。
2 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着	イ 一部措置	(1) 医師確保対策の推進 大学医学部の地域枠による臨時定員増の令和4年度以降の取扱いについて、具体的な措置は講じられていない。 臨床研修制度における募集定員は、引き続き引き上げられることなく、募集定員が大幅に引き下げられた。 専門医制度において、都市部における一律の定員制限は見直されたが、財政支援について具体的な措置は講じられていない。 (2) 福祉介護人材 福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 (3) 准看護師養成の停止等 具体的な措置は講じられていない。 (4) 救急救命士の職域拡大 具体的な措置は講じられていない。 (5) 医療クラークやAIの活用 医療クラーク(医師事務作業補助者)の活用に対する診療報酬のさらなる充実として、令和2年度診療報酬改定において、医師事務作業補助体制加算に点数の増による評価の充実が行われるとともに、新たに同加算の算定が可能な病棟等が拡大された。 人材確保のためのAIの活用に向けた措置は講じられていない。
3 介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
11 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し		
1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について	ウ 未措置	障害者週間における広報などの取組により一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供に関する普及啓発の強化等について、具体的な措置は講じられていない。
2 障がい福祉施策に係る超過負担の解消	ウ 未措置	地域生活支援事業全体としては若干の予算の増額が図られているものの、事業量が増大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。
3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置	具体的な措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
12 子ども・子育て応援社会の推進		
1 待機児童対策の一層の推進	イ 一部措置	<p>(1) 子育て支援の充実のために必要とされる1兆円のうち、確保されていなかった0.3兆円メニューが一部実施された。</p> <p>(2) 事業実施期限が令和2年度末まで延長されたものの、補助率のかさ上げを受ける条件に変更はない。</p> <p>(3) 保育士の処遇改善については、令和元年度当初と比較して2.0%の改善が図られたが、全職種平均との格差はいまだ大きい。</p>
2 児童虐待防止対策の推進	イ 一部措置	<p>配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、地方交付税措置が講じられているが、更なる予算措置が必要。</p>
3 子どもの貧困対策の推進	イ 一部措置	<p>独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金制度の着実な実施に向けた予算が拡充されたものの、引き続き経済的な支援や教育、生活、保護者に対する就労の各支援施策の充実が必要である。</p>
13 拉致問題の早期解決		
1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	イ 一部措置	<p>(1)~(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。</p> <p>また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われないうまま平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起され、安倍総理大臣は条件を付けずに日朝首脳会談を実施したい意向を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。</p> <p>(4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。</p>
14 ヘイトスピーチ対策の推進		
1 ヘイトスピーチ対策の推進	ウ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
15 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上		
1 幹線道路網の整備と活用	イ 一部措置	<p>(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、本県配分額が示され、予算措置されている。 令和2年3月7日には、新東名高速の伊勢原JCTから伊勢原大山IC間が開通し、その他の路線についても事業が着実に進められている。</p> <p>(2) 渋滞対策については、渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた、東名高速道路の大和トンネル付近や、中央自動車道の小仏トンネル付近上り線等の渋滞対策事業が着実に進められている。 スマートインターチェンジの整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。</p> <p>(3) 幹線道路の整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。 道の駅については、重点「道の駅」候補に選定されている道の駅「(仮称)サザン茅ヶ崎」等について、一部予算措置されている。</p>
2 鉄道網の整備促進	ウ 未措置	<p>(1) リニア中央新幹線について、本県においては、川崎市内の非常口設置工事に始まり、相模原市内では、駅工事に着手されるなど、着実に事業が進められている一方、2027年の品川・名古屋間の開業に向け、未着工区間については、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図る必要がある。 また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、国土交通省から技術的支援(職員の派遣等)がなされている。</p> <p>(2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減する制度整備や確実な予算措置は、講じられていない。</p> <p>(3) 鉄道整備に対する公的支援の拡大や、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。</p>
3 新たなモビリティサービスの取組促進	イ 一部措置	<p>MaaS導入に向けた検討会の設置や先行モデル事業の実証実験に対する支援などの措置がなされているが、取組を加速し、スマートモビリティ社会を早期に実現するためには、地域や民間事業者が行う取組への支援をより一層拡充する必要がある。</p>
16 県営住宅の健康団地への再生		
1 コミュニティ活性化のための県営住宅の建替えの推進	イ 一部措置	<p>本県が実施している健康団地へ再生する県営住宅の建替え事業について、要望した国交付金の全体額としては十分な配分がされたものの、年度当初の重点配分額が満額ではなかった。</p>
2 地域経済活性化につながるPFI事業の推進	イ 一部措置	<p>PFI事業を推進するため、地域が設立するプラットフォームに対する支援は行われているが、地元企業が積極的に参画できるような資金調達のサポートなどは措置されなかった。</p>
3 安全・安心確保や長寿命化に向けた改善工事の推進	イ 一部措置	<p>施設の長寿命化を目的とした交付金制度は用意されているが、断熱化や耐久性の向上を伴うものが要件とされており、計画的に実施する屋上防水や外壁塗装等の工事に対しても交付金対象となるよう、制度を拡充することが必要である。</p>